

国民年金「社会保険料（国民年金保険料）
控除証明書」が発行されます

▼問合せ 保険年金グループ ☎079（435）2581
加古川年金事務所 ☎079（427）4743

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは平成26年1月から12月までに納付した保険料の全額です。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成26年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う際に、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。このため、平成26年中に国民年金保険料を納付された方に

は、11月上旬または翌年2月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の送付時期
●11月上旬に送付される場合
本年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人については、納

付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額を記載した「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。

●2月上旬に送付される場合
年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する人については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

11月30日は「年金の日」です!

厚生労働省では、「国民お一人おひとり、ねんきんネットなどを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日を「年金の日」としました。この機会に、年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

ねんきんネットをご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

ねんきんネットについては、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、加古川年金事務所にお問い合わせください。

11月5日(水)津波防災の日に、緊急地震速報を流し訓練を実施します

▶問合せ 危機管理グループ ☎079（435）0991

町では、全国瞬時警報システム（Jアラート）と防災行政無線を活用した訓練放送を行います。なお、この訓練は全国的に実施されており、様々な手段で情報伝達訓練が実施されております。

▶日時 11月5日(水)午前10時頃
緊急地震速報を受信した際は、地震の揺れから身を守る訓練をお願いします

防災無線放送内容（予定）

- （上り4音チャイム）
- ＋
- こちらは、ぼうさいはりまちょうです
- ＋
- 只今から訓練放送を行います
- ＋
- （緊急地震速報チャイム音）
- ＋
- 緊急地震速報
- 大地震（おおじん）です大地震です
- ＋
- これは訓練放送です。×3回
- ＋
- こちらは、ぼうさいはりまちょうです
- ＋
- これで訓練放送を終わります
- ＋
- （下り4音チャイム）

全県一斉シェイクアウト訓練に参加しましょう!

とっさに起きた地震の揺れから身を守るよう普段から訓練が大切です。兵庫県では、市町、関係機関と協力してシェイクアウト訓練を実施します。

合図の防災行政無線の訓練放送が鳴ったら、その場で落ち着いて「安全確保行動（まず低く、頭を守り、動かない）」をとりましょう。

▶訓練方法

- サイレンなどの合図にあわせて、
- ・まず低く 上からの落下物を避けられる場所で低い姿勢をとります
- ・頭を守り 落下物や飛来物から頭を守るよう、机の下に避難したり腕で頭を守ります
- ・動かない 約1分間、じっと動かないでいます

▶来庁者の皆さまへのお願い

同時刻に、町職員を対象とした訓練を実施します。庁舎にお越しの皆さまにはご迷惑をおかけするとは存じますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

▶全県一斉シェイクアウト訓練の問合せ

兵庫県災害対策課訓練・調整担当
☎078（362）9810 ☎078（362）9911
ひょうご安全の日推進県民会議（復興支援課）
☎078（362）9832 ☎078（362）4459

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。町ではJアラートと防災行政無線を接続し、自動的に放送するよう整備を行っています。

防災コラム

大災害が起きても全国から支援がくるんですね?

▶問合せ 危機管理グループ ☎079（435）0991

局所的な災害であれば支援も期待できますが、南海トラフ巨大地震が発生した場合、被害は関東から九州までという広域に及ぶ恐れがあります。この場合、播磨町への支援は期待できないと考えるのが現実的です。

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が施行されました。また、この法律に基づき「南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域（南海トラフ地震防災対策推進地域）」が指定されましたが、平成26年3月28日現在で茨城県から沖縄県までという超広域になっており、播磨町を含む1都2府26県707市町村に及んでいます（地図参照）。そのうち太平洋沿岸の1都13県139市町村は「特に著しい津波災害が生ずるおそれがある」とされています。

つまり、播磨町において予想される被害自体は大きなものになるにも関わらず、全国的な視野から見れば「太平洋沿岸地域と比べると小さい」と判断され、支援は被害の甚大な地域へ集中させるため、播磨町は「自己完結型の災害対応」を求められる可能性が高いと考えるのが現実的ではないでしょうか。

この点も踏まえて、私たちが今やるべきことを考えると、「地震が起こったらどうするか」という観点だけでなく、「被害を最小限に食い止める」観念に立った取り組みになるのではないのでしょうか?

＜被害を最小限に食い止める取り組み＞

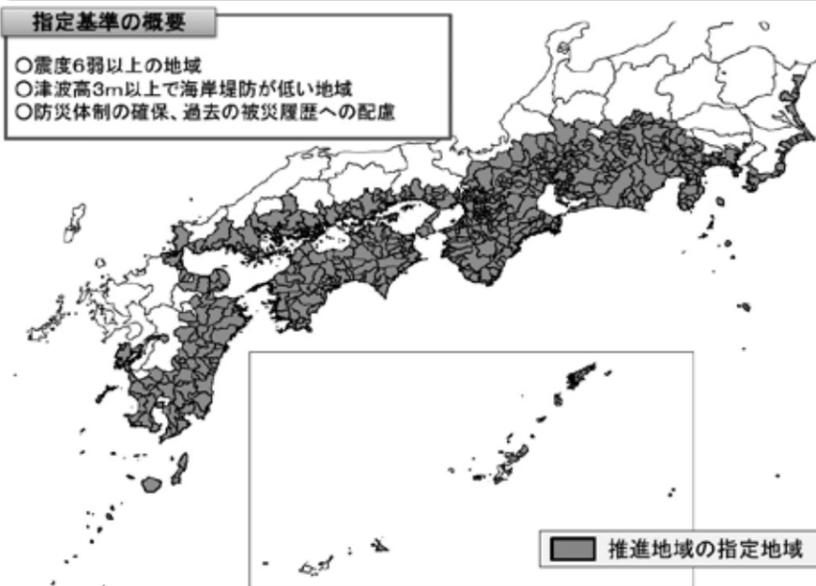
- ①住宅の耐震化・家具の固定
南海トラフ巨大地震で想定されている震度は、震度6弱～6強です。この震度では、住宅の耐震化・家具の固定を行っておかなければ、自宅や家具の下敷きになってしまう可能性があり、救助されても避難所生活を強いられ、復旧には相当な時間と費用が必要となります。
- ②家庭内備蓄
超広域な被害の発生により、長期間物流がマヒする可能性があり、支援物資も届かない可能性があります。播磨町ではご家庭において7日分の食料や生活必需品の備蓄をお願いしています。
- ③避難
ご自身やご家族の命を守るためには、状況に応じた適切な避難行動も必要です。「播磨町総合防災マップ」や「兵庫県

CGハザードマップ」で想定される被害を確認し、命を守るためにはどのような避難が必要なのか考えましょう。

南海トラフ巨大地震の発生は「国難」を意味します。一人でも多くの命を守るため、私たちは「自分のことは自分で何とかします。支援は被害が甚大な地域へ集中させてあげてください」と言えるようになる必要があるのです。

兵庫県CGハザードマップURL
<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定



お詫びと訂正 10月号に掲載した防災コラムの中で下記のような誤りがありました。お詫びして訂正します。
【正】 大中遺跡公園（喜瀬川の西側）と野添北公園（喜瀬川東側）
【誤】 大中遺跡公園（喜瀬川の東側）と野添北公園（喜瀬川西側）